

## 台風19号による家庭ごみの搬入について

台風19号の影響により家庭から発生したごみの搬入について、次のとおりお知らせします。

搬入手数料	免除
期 間	10月13日（日）～10月19日（土） <b>※10月27日（日）まで期間を延長します。</b>
免除対象ごみ	台風19号の影響によって発生した家庭ごみ ※自ら搬入するものに限りませ。 ※事業系ごみは減免の対象ではありません。 ※受け取りが出来ないものがありますので、ご不明な点はお問い合わせください。
搬 入 先	可燃ごみ 清掃センター（牧之原市細江 6664 番地 3） 資源ごみ リサイクルセンター（牧之原市坂部 1615 番地 3）
搬 入 方 法	事前に分別して、各センターの受付窓口に口頭で申請してください。
受 付 時 間	平 日 午前8時30分～正午 午後1時～午後4時 土曜日 午前8時30分～正午 日曜日 午前8時30分～正午 午後1時～午後3時

なお、当該期間終了後の台風19号の影響により家庭から発生したごみの搬入については、各市町の環境部門にご相談ください。

お問い合わせ 清掃センター 電話 24-0530  
リサイクルセンター 電話 29-0425